

別添

地域における企業の事業継続に関するアンケート業務仕様書

1 業務名

地域における企業の事業継続に関するアンケート業務（以下「本業務」という。）

2 業務の期間

契約締結日から令和3年11月30日（火）まで

3 業務の概要

4に記載する調査方法及び5に記載する取りまとめ方法に従って、「地域における企業の事業継続に関するアンケート調査票」（別紙。以下「調査票」という。）の発送、回収、データ入力、集計及び報告書の取りまとめを行う。

4 調査方法

(1) 調査実施期間

令和3年9月下旬から同年10月上旬まで（調査票発送から2週間程度とする）

(2) 調査対象企業

鳥取県内に事業所を置く企業約17,500社。

なお、調査対象企業のリストについては、契約締結後、別途鳥取県（以下「発注者」という。）が受注者に提供するものとする。

(3) 調査方法

固有の番号を付した記名方式のアンケートによる（内容は調査票のとおり。選択15問、複数選択7問、自由記載7問）。

(4) 調査票の発送方法

ア 発送方法

受注者が発送（送付（発送及び返信）費用は受注者の負担とする。）

イ 発送物

(ア) 調査票 1部

（発注者が作成し、受注者が印刷し準備すること。なお、発注者が作成する調査対象企業のリストを基に、固有の番号（通し番号）を付すこととする。）

(イ) 返信用封筒 1枚

（受注者が必要部数を準備したうえで、返信先の宛名を印刷すること。）

(ウ) チラシ 1枚

（発注者が準備し、受注者に必要部数を渡すものとする。）

発送用の封筒（角2）については、発注者が受注者に必要部数渡すので、発注者が作成する調査対象企業のリストを基に、受注者はラベルを印刷し準備すること。

なお、調査票と同様に固有の番号（通し番号）を付すこととする。

(5) 回収方法

（2）の調査対象企業からの調査票の返信は、同封の返信用封筒によるものとし、返信用封筒の宛先は受注者とする。またその返信費用は受注者が負担すること（回収率は35%を見込む）。

5 取りまとめ方法

受注者は入力フォームを定め、返信された調査票の入力を行う。なお、調査票に付した固有の番号（通し番号）の順に整理すること。

6 提出物及び提出期限

提出物	提出媒体及び部数	データ形式	提出期限
①自由記載を除いた 入力データ	データ (提出方法は問わ ない)	csv	令和3年11月1日（月）
②自由記載の入力デ ータ		csv	令和3年11月30日（火）
③調査票原本	紙媒体・1部		令和3年11月30日（火）

7 提出先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部企業支援課

8 調査票の管理

調査票は、契約完了時まで善良な管理者の注意をもって保管するとともに、受注者のデータの管理体制について万全の措置を講ずるものとする。

9 成果物の著作権

本業務により作成された成果物に係る著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

10 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

11 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに13の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

12 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

13 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

14 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

15 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、速やかに6に記載する成果物と併せて完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

16 委託料の支払

- (1) 受注者は、15に規定する完了報告が適正と認められた通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

17 特記事項

本業務実施のために要する経費は、4の(4)で発注者が準備するものを除き、全て受注者負担とする。なおアンケートの回収率が想定を上回る場合、必要に応じ、返信費用及び取りまとめに要する費用の金額について発注者と受注者が協議の上、別途変更契約を締結するものとする。

18 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。